

身体等に障害のある者の入学者選抜及び修学等に関する相談の指針

1 理念

この指針は、聖園学園短期大学障害のある学生の修学等の支援に関する規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）が、本学への入学を志願する身体等に障害のある者（以下「志願者」という。）に対し受験上の特別な措置を適切に講じるとともに合格者に対し入学後の修学等の特別な措置や配慮を行う準備を速やかに開始するため、必要な事項を定める。

2 相談の実施

- (1) 身体等に障害のある者の相談には、出願受付開始日前の一定期日までの間に行うもの（以下「試験前相談」という。）と、合格発表後できるだけ早い時期に行うもの（以下「合格後相談」という。）があり、いずれも申請のあった志願者に対しこの指針に基づき実施する。また、入学後に支援の申請が出された場合も、この指針に基づき合格後相談を実施する。
- (2) 教務課は、試験前相談において、志願者から提出された申請書をもとに、受験上特別な措置を具体的に明らかにするとともに、入学後に必要とされる修学等の特別な措置や配慮について、その概要を説明する。
- (3) 教務課は、合格後の相談において、前項の措置を踏まえて、入学後に必要とされる修学等の特別な措置や配慮について、速やかにその準備を開始するための具体的な措置を明らかにする。

附 則

この指針は、令和2年2月1日から施行する。

身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（内規）

1 理念

この特別措置は、聖園学園短期大学障害のある学生の修学等の支援に関する規程（以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

2 特別措置の対象者

特別措置の対象者は、厚生課が規程第3条による申し出を受け付け、教授会において特別措置の必要性を認めた者とする。

3 特別措置の内容・方法について

入学試験及び授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、教授会においてその都度協議して定める。

附 則

この内規は、令和2年2月1日から施行する。